

## 令和8年度大分県立学校体育館空調液化石油ガス（L Pガス）供給単価契約仕様書

### 1. 適用範囲

この仕様書は、大分県立学校体育館空調設備において使用する液化石油ガスについて適用する。

### 2. 供給場所

次の10校第一体育館空調用ガスバルク

学校名	住所
大分舞鶴高等学校	大分市今津留1丁目19-1
鶴崎工業高等学校	大分市大字葛木509
大分鶴崎高等学校	大分市南鶴崎3丁目5-1
杵築高等学校	杵築市大字本庄2379
中津支援学校	中津市大塚町1
中津東高等学校	中津市上如水145-3
中津南高等学校	中津市高畑2093
日田高等学校	日田市田島2丁目9-30
臼杵支援学校	臼杵市大字井村911
臼杵高等学校	臼杵市大字海添2521-1

### 3. 主要な設備

別紙一覧表のとおり

### 4. 液化石油ガスの種類

(1) 納入品目 液化石油ガス（い号ガス）

(2) 仕様 納入品のL Pガスバルクへの充填及び保安管理

### 5. 発注予定数量

学校名	発注予定数量
大分舞鶴高等学校	6,227
鶴崎工業高等学校	3,861
大分鶴崎高等学校	3,220
杵築高等学校	3,920
中津支援学校	1,041
中津東高等学校	3,971
中津南高等学校	5,532
日田高等学校	4,154
臼杵支援学校	189
臼杵高等学校	2,686
合 計	34,801

(上記数量はあくまで契約期間中の予定であり、購入数量を保証するものではない。)

### 6. 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

## 7 納品期日

発注後、各供給場所各校事務担当者の指定する日時

なお、LPガス備蓄量が上限貯蔵量の50%を下回らないよう適宜納品すること。

## 8 供給価格

毎月、供給場所（学校）毎に、「基本料金＋従量料金（ $\text{m}^3$ 単価） $\times$ 使用量＋設備料金」により算出し、各供給場所（学校）事務担当者に請求書を提出すること。

基本料金は、契約期間内に行う次の法定点検等を行う経費を含むものとする。（供給開始時点検調査、3月点検、6月点検、2年目点検、防災対策費、賠償責任保険料）

なお、設備料金は、「0円」と記載すること。※設備は県所有のため

## 9 従量料金単価について

大分県契約事務規則第12条に基づく価格については、調達コストの変動や社会、経済情勢の状況をもとに、適宜、見直す場合がある。

## 10. 供給者の責務

(1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という）ほか関係法令等を遵守すること。

併せて、供給設備・安全弁・警報器等関係設備について、法令に定める期限管理を適正に行うこと。

(2) 供給場所毎に販売業者及び保安機関（以下「販売業者等」という）を定め、一覧表を提出すること。なお、変更があった際は、速やかに変更後の一覧表等を提出すること。

(3) 緊急時において、事態把握から基本原則として30分以内に駆けつけ、保安措置を行うこと。

(4) 緊急時・災害時におけるガスの供給及び組織の確立

① 大規模災害等により学校が被災し、(2)で定める販売業者等による対応が困難になった際には、学校周辺エリアを越えた全県での対応を行うこと。

② ①の場合については、県（教育庁教育財務課）に供給施設等の被災状況を報告するとともに、県の指示に応じ、適切に対応すること。

③ 大規模災害時等の供給・保安体制を定め、体制図等を書面にて、契約締結時に提出すること。なお、自ら対応できない場合は、他の販売業者（他団体）による応援可能な体制をとること。

④ 災害時においては、大分県と一般社団法人大分県LPガス協会と締結した

「災害時におけるLPガス供給等に関する協定書」に基づいた対応を行うこと。

(5) 法定点検等の実施

供給開始時点検をはじめ、契約期間中に、供給設備に対し、法令に則り、必要な法定点検を適時・適正に実施すること。併せて、消費設備について、関係法令に定める基準に適合していることを確認し、適合していない場合、保安業務などを通じて提案すること。

(6) 下記設備等について、適切な維持管理に努めること。

（屋外設備、屋内設備・器具及び調整器・燃焼器・配管等）

(7) 集中監視設備の設置

タンク内のLPガスの残量を遠隔監視するとともに、ガス漏れ等、保安情報をリアルタイム監視するため、集中監視設備を設置し、支障が発生した際は、適宜対応すること。

11 その他

- (1) 上記2の設備にLPガスの供給が可能であること。なお、各供給場所に設置されている設備は別紙のとおり。
- (2) 液石法ほか関係法令で定められた設備の点検・調査などを確実に実施し、その費用及び管理経費を基本料金に適切に反映させること。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、別途、協議の上決定する。

12 疑義等

その他不明な点のうち、契約については県教育庁教育財務課、供給については各学校事務担当者の指示に従うこと。